

交通災害共済が新しくなりました！！

紋別市交通災害共済加入申込受付中！
大切な家族のために、万一の被害に備え、ご加入下さい！

★ 今年度から交通事故による共済見舞金の基準額等が拡充されるとともに、若い人（18歳以下）が運転する自転車の人身事故（過失に基づく自損行為を含む）によって障害を受けた会員は、その事故の内容が軽微な場合（12等級又は13等級）は交通事故証明書原本が省略できるようになり、より使いやすい制度となりました。

詳細については下記リーフレット「紋別市交通災害共済制度の手引き」をご覧ください。（画像クリックにて拡大できます。）

この機会にお得な会費で見舞金が充実している「紋別市交通災害共済事業」の加入をよろしくお願ひします。

傷 害 程 度		見舞金基準額
死亡の場合		150万円以内
366日以上入院をした場合		75万円以内
治 療 実 日 数	治療実日数366日以上の場合	52.5万円以内
	治療実日数271日以上365日以内の場合	37.5万円以内
	治療実日数181日以上270日以内の場合	30万円以内
	治療実日数151日以上180日以内の場合	22.5万円以内
	治療実日数121日以上150日以内の場合	18万円以内
	治療実日数91日以上120日以内の場合	15万円以内
	治療実日数61日以上90日以内の場合	12万円以内
	治療実日数31日以上60日以内の場合	10.8万円以内
	治療実日数8日以上30日以内の場合	7.2万円以内
	入院実日数1日以上かつ治療実日数7日以内の場合	3.6万円以内
	通院実日数7日以内の場合	2万円以内
弔意見舞金		5千円

- ※ 治療実日数とは、入院実日数及び通院実日数を合算した日数をいいます。
- ※ 令和2年4月1日以前に発生した交通事故については、旧制度が適用となります。

- ・金 額 1人 500円（年額）
- ・有効期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- ・加入対象者 市内に居住し、紋別市に住民登録されている方
- ・申 込 先 市役所交通安全係・渚滑出張所・上渚滑支所